

訪問リハビリテーション

当院は「みなし訪問事業」となります。月 1 回以上の診療を受けている事が訪問の条件となります。
医師、患者様と協議の上、地域の訪問看護ステーションと連携して、サービスを継続移行させて頂く場合があります。

<対象者>

当院かかりつけ、訪問診療対象患者様。

<訪問リハビリテーションのサービス内容>

運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行なう、体位変換、起座または離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練、生活適応訓練等

医師の指示に従い、計画的期間で訪問致します。